

若江俊二局長	御起立願います。礼。御着席ください。
渡部泰明会長	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>日本列島は今もいろいろなところで災害が起きて、特に一番新しいところでは北海道での地震、皆さんも本当に御苦労様であります。</p> <p>また、松山市内におきましても、大雨洪水等で、皆さん方の地元でも避難であるとか、そういうふうな見回りとか、多分お忙しいめにあっている、お忙しいことと思います。そのような中、今日御出席いただきありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまから、第174回総会を開会いたします。</p> <p>本日は委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、本総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、久米地区の田中委員、粟井地区の梶野委員のお二人にお願いします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第11号まで11件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>なお、この議案審議が終了しましたら、引き続きまして浅海・立岩地区の農地利用最適化推進委員の補充に伴います選任について委員の皆様の同意をいただく案件を予定しておりますのでどうか併せてよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号、「農地法第18条第6項解約通知専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>転用届出と併用案件でございますので、転用事務処理期間の関係から、地元委員の了承を得て、専決処理させていただいております。</p> <p>それでは御報告いたします。</p> <p>1番、本件は残存小作でございますが、本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に5条届出により転用するものでございます。離作補償給付金を支払うとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第1号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>

	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第2号、「農地法第4条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久 壽基 次長	<p>それでは御報告いたします。</p> <p>平成30年7月26日～8月24日までに専決処理した案件は10件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら10件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地5件2,902平米、商工業用地2件1,865平米、公的用地3件1,755平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第2号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第3号、「農地法第5条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久 壽基 次長	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>平成30年7月26日～8月24日までに専決処理した案件は18件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p>

	<p>これら 18 件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地 12 件 7,758 平米、商工業用地 5 件 6,017 平米、公的用地 1 件 449 平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>ただ今、議案第 3 号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第 4 号、「農地法第 3 条許可申請」について議題といたします。</p> <p>審議に入ります前にお願いがございます。</p> <p>この 4 号議案中、4 番、5 番の併用案件につきましては、譲受人が松山市農業協同組合でありますため、森委員には農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限の規定に基づき、議事参与ができませんので、着席のままで結構です。退席という形をとらせていただきますのでよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
渡部 純三 主幹	<p>では、お手元に審査基準 1 号～7 号までを整理した調査票がございますので、併せて御覧ください。</p> <p>1 番、譲受人は、農地約 76 アールを耕作する農業者でございます。この度、申請地を父親より借り受け、農業に精進するものでございます。</p> <p>2 番、3 番は、譲受人が同一人でございますので、併せて御説明いたします。</p> <p>譲受人は、農地約 11 アールを耕作する農業者でございます。この度、申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>なお、本件は取得後 30 アール以上となる案件でございますので、後程、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いします。</p> <p>4 番、5 番は、譲受人が同一人でございますので、併せて御説明いたします。</p> <p>譲受人は、農業協同組合法に基づき、昭和 39 年 9 月に設立された農業協同組合で</p>

	<p>ございます。この度、申請地を借り受け、新規就農者への営農技術の取得や、経営指導を行い、また、産地の維持・拡大を図るため、種子の生産を行いたいとしております。</p> <p>なお、本案件は、不許可の例外事由に該当する案件でございますので、後程、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いします。</p> <p>6番、譲受人は、農地約85アールを耕作する兼業農家でございます。この度、申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>7番、譲受人は、農地約78アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近い耕作便利な申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>8番、譲受人は、農地約51アールを耕作する兼業農家でございます。この度、申請地の贈与を受け、農業に精進するものでございます。</p> <p>9番、譲受人は、農地約52アールを耕作する農業者でございます。この度、申請地の贈与を受け、農業経営の規模拡大を図り、農業に精進するものでございます。</p> <p>10番、譲受人は、農地約86アールを耕作する農業者でございます。この度、申請地の贈与を受け、農業経営の規模拡大を図り、農業に精進するものでございます。</p> <p>11番、譲受人は、農地約122アールを耕作する農業者でございます。この度、申請地の贈与を受け、農業経営の規模拡大を図り、農業に精進するものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありました。</p> <p>続きまして、地元委員から補足説明をお願いします。</p> <p>まず2番、3番は、所在地が小野地区ですので、家久委員からお願いします。</p>
家久英雄委員	<p>それでは説明いたします。</p> <p>先程事務局から説明がありましたように、譲受人は農地約11アールを耕作する農業者であります。今般、本申請地を借り受けて、経営規模の拡大と農業経営の安定を図ろうとするものであります。また、近隣農家との協調を図りながら耕作するというので、農業に対する意欲も十分見受けられることから地元としては了承した訳でございます。なお本会での御審議をよろしく願いたします。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p>

池田功推進委員	<p>同じく住所地が雄郡地区ですので、余土の池田推進委員からお願いします。</p> <p>はい、それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から御説明がありましたとおり、譲受人は、農地約 11 アールを耕作しており、この度、小野地区の農地を借り受け、規模拡大を図りたいとして申請に至ったものであります。住所地は雄郡地区でございますが、雄郡地区は農業委員及び推進委員が不在の地区であることから、雄郡地区の申請は、余土地区で地区審査を行っております。地区審査で申請内容の審査を行いましたが、農作業経験もあり、また、農業に対する意欲も十分感じられましたので、地元としては了承いたしました。なお、本会での御審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に 4 番、5 番は新規農業の案件であります。まず所在地が久米地区ですので、田中委員からお願いします。</p>
田中正人委員	<p>はい、それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、この度、久米地区にある農協の育苗センター周辺で、新規就農者への技術指導や経営指導を行い、また、種子を生産し、苗ですが生産し、産地の維持や拡大を図りたいとし、新規で農地を借り受け、事業を行いたいと申請に至ったものであります。</p> <p>役員をはじめとした組織的な体制により、営農や新規就農者の育成を行うとのことであり、地域の取り決めに遵守するとのことでもありましたので、地元としては了承いたしました。なお、本会での御審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>同じく、住所地が朝美地区ですので、余土の池田推進委員からお願いします。</p>
池田功推進委員	<p>はい、それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から御説明がありましたとおり、譲受人は、市内に本店を構える農</p>

	<p>業協同組合であります。所在地は朝美地区でございますが、朝美地区は農業委員及び推進委員が不在の地区であることから、朝美地区の申請は、余土地区で地区審査を行っております。</p> <p>この度、久米地区にある農協の育苗センター周辺で、新規就農者への技術指導や経営指導を行い、また、種子を生産し、産地の維持や拡大を図りたいとし、新規で農地を借り受け、事業を行いたいと申請に至ったものであります。</p> <p>地区審査において、事業内容や営農体制を確認いたしましたところ、新規就農者の育成にも力を入れて事業を行うとともに、農産物の維持と、産地の拡大を図りたいとの申出であり、地元としては了承いたしました。なお、本会での御審議をよろしく願います。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第4号につきまして事務局並びに地元委員からの補足説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第5号、「農地法第4条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久 壽基 次長	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、農地約19アールを耕作する農業者でございますが、この度、居宅を売却し借家住まいをしていることから、新たに本申請地へ農家住宅を建築したいとしております。本申請地の農地区分は、上下水道が埋設された4メートル以上の道路の沿道でおおむね500メートル以内に教育施設、医療施設があることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p>

ただ今、議案第5号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡部 泰明 会長

はい、ありがとうございます。

それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

なお、本件は県許可分でありますので、直ちに意見を付して愛媛県知事へ送付させていただきます。

次に議案第6号、「農地法第5条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

藤久 壽基 次長

はい、それでは、御説明いたします。

1番、本件受人は、建築工事を主な業務とする法人でございますが、各種建築資材をレンタルで対応していましたが、作業効率、経費面から在庫の確保が必要となり、この度、本社に隣接する本申請地を取得し、工事中用標識、看板、コーン等の露天資材置場として利用したいとしております。本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

2番、本件受人は、現在、借家住まいをしていることから、この度、本申請地を父親より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。本申請地の農地区分は、上下水道が埋設された4メートル以上の道路の沿道で、おおむね500メートル以内に教育施設、医療施設があることから第3種農地と判断されます。

3番、本件受人は、建設工事、機械器具製造販売を主な業務とする法人でございますが、事業の拡大に伴い、既存施設が手狭となり、何かと支障をきたしていることから、新たに隣接する本申請地を賃借し、作業リフト、従業員車両、製品積上場等の露天駐車場及び資材置場として利用したいとしております。

なお、本申請地は、現在、農用地除外手続きの第11条公告中であり、除外された場合の農地区分は、市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている甲種農地でございますが、本件は例外許可事由の既存施設の拡張に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。

なお、優良農地の転用であり、今月28日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴

	<p>く必要があります。 以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。 ただ今、議案第6号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては県許可分であります。このうち3番につきましては、甲種農地でありますので、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、1番と2番につきましては、直ちに意見を付して愛媛県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第7号、「平成30年度第6号農用地利用集積計画」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
片山 剛 主査	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>本日の案件16件の内、賃借権の設定は6件、使用貸借権の設定は7件、所有権の移転は3件で、設定総面積は、2万5平米です。</p> <p>その内訳は、新規が20筆、再設定が1筆、売買が6筆となっています。</p> <p>なお、案件中、譲受人が同一のものは、一括して説明させていただきますので、速やかな議事進行のために御協力をお願いします。</p> <p>それでは御説明いたします。</p> <p>番号1から番号4と14ページの番号11と番号12、15ページの番号13の譲受人は、農地中間管理機構で、議案書記載の農地に中間管理権を設定し、併せて農用地利用配分計画を作成して、農業の担い手へ農地の利用集積を図るとしてあります。</p> <p>番号5と14ページの番号6から番号10の譲受人は、約425アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、また、一部借り手変更を伴う再設定を行うことにより、経営規模を拡大するとしてあります。</p> <p>16ページの番号14の譲受人は、約164アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしてあります。</p>

	<p>番号 15 の譲受人は、約 160 アールを耕作する農業者で、畑と樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 16 の譲受人は、約 162 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、公告日は、平成 30 年 9 月 18 日の予定とされており、効力の発生は、公告日の翌日からです。</p> <p>以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第 7 号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 8 号、「農用地利用配分計画（案）に対する意見決定」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
片山 剛 主査	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>この農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に基づき、農地中間管理機構から業務を受託している松山市が作成し、農地中間管理機構が決定しますが、計画を決定する前に、同法第 19 条第 3 項の規定に基づき、松山市農業委員会の意見を聴取するものです。</p> <p>先ほどの議案第 7 号では、農地中間管理機構への利用権設定を御審議いただきました。</p> <p>議案第 8 号では、平成 28 年 9 月 1 日から利用権設定していた番号 1 と番号 2 の農地と、第 7 号議案で平成 30 年 10 月 1 日から利用権設定した番号 3 から番号 5 の農地を合わせて農地中間管理機構が農業の担い手へ転貸することについて、意見を求められています。</p>

	<p>なお、番号1と番号2の農地については、平成28年8月16日付の公告により、農地中間管理機構が農地の中間管理権を取得していたものですが、このたび番号1と番号2の担い手農家から対象の農地を借り受けたいとの希望があり、今回の配分計画案を作成することとなったものです。</p> <p>以上のとおり、意見を求められた農地は、全部で23筆、総面積は、1万3,177.30平米で、設定する権利は、全て使用貸借権です。</p> <p>今後、この案を松山市が中間管理機構へ提出し、中間管理機構が農用地利用配分計画を決定した後に、県がこれを認可し、公告することが予定されています。権利の開始は平成30年11月11日の予定です。</p> <p>以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第8号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第9号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願い」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
片山 剛 主査	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p> <p>この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。</p> <p>なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p> <p>番号1から番号4の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無い</p>

	<p>旨の地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。</p> <p>なお、番号2と4の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、一部面積について適用除外となっております。</p> <p>以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第9号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第10号、「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
片山 剛 主査	<p>それでは御説明させていただきます。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後、20年間適正な耕作を継続して行いますと相続税は免除されます。今般、税務署より現地の確認依頼がありましたので、農地の利用状況の確認を行ったものでございます。</p> <p>番号7、15、18、19につきましては適用後、分筆している農地が一部ありますが、現地は適正に耕作していることを確認しております。</p> <p>番号16、17、22、23の農地につきましては、持分2分の1ずつの農地であり、適正に耕作していることを確認しております。</p> <p>その他の議案書記載の農地につきまして、適正に耕作していることを確認しております。</p> <p>以上の農地は地区の委員に確認してもらっています。</p> <p>なお、最終的に納税猶予の免除を認めるかどうかにつきましては、税務署が判断することとなります。</p> <p>以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。</p>

渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第10号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第11号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>それでは御報告いたします。</p> <p>平成30年7月26日～8月24日までに専決処理した案件は6件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら6件につきましては、いずれも適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第11号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>それでは、本日本日予定しておりました議案の審議はこれで全て終了いたしました。その他として、委員の皆様も御存知のことと思いますが、浅海地区と立岩地区の農地利用最適化推進委員の尾上和紀委員の御逝去に伴う欠員補充のため、新たな推進委員候補者を募集していました。</p>

	<p>この度、推薦による応募者がありましたので、先月 23 日に評価委員会を開きました。そこで、本日は同委員会で評価した候補者を推進委員として選任することについてお諮りしたいと思います。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>御説明申し上げます。</p> <p>今年 5 月 26 日、浅海地区・立岩地区の農地利用最適化推進委員である尾上和紀委員の御逝去に伴い、浅海地区・立岩地区の定数に欠員が生じました。</p> <p>松山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する要綱第 10 条の規定により、「農業委員会は、解嘱、失職、辞任等により推進委員の欠員が生じた区域において、農地等の利用の最適化の推進に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、この要綱に定める手続に基づき、速やかに推進委員を補充するものとする。」と定められています。</p> <p>そこで、農業委員会等に関する法律第 9 条、並びに、同法第 19 条の規定により、本年 7 月 15 日～8 月 15 日までの間、松山市広報紙及び松山市ホームページに掲載し、広く募集を実施しました。</p> <p>募集の結果、委員の定数 1 名に対し 1 名の応募がありました。</p> <p>この結果を受け、去る 8 月 23 日に農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、お手元の候補者一覧表に記載の方を農地利用最適化推進委員の候補者として評価させていただきました。</p> <p>これより、一覧表に記載の候補者に関する経歴等を簡単に御紹介させていただいた後、農地利用委最適化推進委員への就任に御同意いただけるかを御審議いただきたいと考えております。</p> <p>なお、御同意をいただいた候補者につきましては、本日、この後、会長から農地利用最適化推進委員の辞令書を交付していただく予定となっています。</p> <p>以上です。</p>
<p>若江俊二局長</p> <p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ちょっと後になりましたけれども、皆様のお手元に選任について略歴等お配りしておると思いますので、それを見ていただきたく思います。</p> <p>事務局の説明は以上で終わりました。</p> <p>ただ今、局長の方から説明がありましたけれども、説明の方法でよろしいでしょうか。</p>

	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。異議なしと認めます。</p> <p>ただ今から推進委員候補者の経歴等に関して事務局からの説明の後、委員の皆様にお諮りします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
若江 俊二 局長	<p>お手元の資料「農地利用最適化推進委員の選任について」を御覧ください。</p> <p>浅海地区、渡部丈司さんは、年齢は64歳、浅海地区区長会からの推薦がございました。株式会社井関農機に勤務され、定年退職後は、現在まで専業で農業に従事されている方でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、委員の皆様にお諮りいたします。</p> <p>お手元の一覧表に記載している推進委員の候補者については、推進委員に選任することに御同意いただけますでしょうか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕（拍手）</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、渡部丈司氏を推進委員に選任することについては、御同意いただいたと認め、任命いたします。</p> <p>それでは、委嘱について事務局から説明をお願いします。</p>
若江 俊二 局長	<p>はい、それでは御説明いたします。</p> <p>ただ今から渡部丈司推進委員をこの会場にお呼びしまして、会長から辞令書をお渡しいただきます。委嘱後に渡部丈司推進委員から簡単に御挨拶をいただきますので、今しばらくお待ちいただきますようよろしくお願いいたします。</p>

	<p>〔控室から渡部推進委員を案内〕</p> <p>〔役員席の前に移動、辞令書を交付〕（拍手）</p> <p>〔交付後、役員席の後方席に誘導〕</p>
若江俊二局長	<p>それでは、浅海地区・立岩地区の推進委員に新たに選任されました渡部丈司委員から、簡単に御挨拶をお願いします。</p>
渡部丈司推進委員	<p>この度、委員に選任されました浅海・立岩地区の渡部丈司といたします。よろしくをお願いします。（拍手）</p> <p>〔挨拶終了後、着席〕</p>
渡部泰明会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これまでのところで、委員から御質問等ございませんか。</p> <p>ないようでしたら、事務局から何点か連絡事項等ございますので、事務局お願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>私からは、2件ほど御報告、御連絡させていただけたらと思います。</p> <p>まず、毎年実施している農地転用追跡調査についての御報告をさせていただきます。</p> <p>お手元に「平成30年度農地転用追跡調査の実施について」というA4サイズで裏表印刷の資料があると思いますので御覧ください。</p> <p>まず、本題の前に農地転用後の転用確認事務について御説明いたします。</p> <p>農地法第4条及び第5条の規定に基づく農地転用の許可後、農業委員会は、転用事業者に対して、遅滞なく許可し、申請どおり転用事業を実施するよう指導するとともに、農地転用確認書交付申請を求めています。そして、申請を受けた農業委員会は、速やかに現地調査を行い、転用を完了した旨について申請人に確認書を交</p>

付しております。

なお、転用事業者は、その確認書を添付して、法務局へ地目変更登記の手続きをすることとなっております。そして、この転用確認を受けていない案件について、昭和 51 年度より毎年追跡調査を実施しているものです。

そこで、本題の追跡調査についてですが、その調査対象は、平成 28 度中に農地転用の許可を得た 119 件のうち、転用確認を受けていない 35 件について実施します。

調査期間は、10 月 1 日～11 月 30 日の間で事務局担当が後日、日程調整させていただきます。

調査方法は、各地区の農業委員・推進委員と事務局職員において、それぞれの案件について現地調査を行い、その状況によって 3 つのランクに分類整理をいたします。

まず一つ、転用の目的どおりになっているものは A ランクです。2 番目として、造成済で未利用地とか、都市計画法違反とかあるものは B ランクです。最後に、農地あるいは農地のままで不耕作のものは C ランクです。この 3 つに分類します。そして、調査当日、指導可能な場合は、その場で指導を行い、その他については後日、この調査結果に基づき、転用事業者に対し、文書をもって、来庁を依頼し、事務局において事情を聴取するとともに、転用目的どおり供されていたものは、早急な転用確認についての手続き指導、造成済で未利用地、目的外利用、都市計画法違反等の状況によっては、関係各課の同席のもとで、転用事業の促進とか、計画変更とか、違反転用の解消等の是正指導、さらに、農地あるいは農地のままで不耕作については、許可取消等の指導を行います。

以上、本年もよろしく申し上げます。

つづいて、もう 1 件ございます。

先月の総会で、北梅本町の産廃埋め立て地の法務局照会について御報告させていただきました。その後、処理状況について、8 月 29 日に法務局に確認したところ、次のような回答がありました。

法務局の現地調査の結果、産廃が積まれている部分は非農地、現に農地として米及び野菜が栽培されている部分は農地として、松山市農業委員会の回答と法務局も同じ見解である。よって、地目変更申請地に現況農地が含まれており、さらに、相続人の委任に不備があったことから、取り下げを指導し、現在取り下げとなっております。今後、委任状を整え、農地部分を除き、再申請されれば地目変更となるであろう。そのときは、農業委員会事務局へ連絡をいたします、というものです。

なお、今後については、状況変化があった時点で再度報告いたします。

以上でございます。

片山剛主査	<p>最後にすみません。もう1点ですが、委員視察研修の実施についてですが、先月、農業委員と農地利用最適化推進委員の皆様にご今年度の委員視察研修の実施の可否に関するアンケート調査を実施させていただきました。本日はその結果を御報告させていただきます。</p> <p>全ての委員に文書をお送りさせていただき、37名からの回答がございました。そのうち、35名の皆様から今年度内の実施は見合わせるべきであろうとの御回答をいただきました。よって、今年度の委員視察研修については、見合わせるということできさせていただけたらと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>以上でございます。</p>
若江俊二局長	<p>次回の総会は10月10日、時間と場所は今回と同じでございます。御起立願ひします。</p>
渡部泰明会長	<p>あの、今事務局から何点か説明がありましたので、それに対する御質問等をお受けいたします。</p> <p>〔中崎委員 挙手〕</p>
渡部泰明会長	<p>中崎委員、どうぞ。</p>
中崎克典委員	<p>これは直接農業委員会と関係ないことかもしれませんが、あの先の豪雨災害でうちの中島地区も今までにないような被害を受けております。そしてですね、今現状は農道・水路等はどうにか通れるようになりまして、水は流れるようになっておりますが、ほとんど土砂が残っておる状態です。</p> <p>こういう中で、個々の農道・農地に関しましては、ほとんどが手付かずの状態になっております。そういう中で多大な箇所があるんですが、一部ちょっと報告しますと、山の頂上から土砂や流木等が流れ込みまして、約4町歩・4ヘクタールそこに土砂が入っております。農道近くに関しましては、業者がある程度除けてくれたんですが、ほとんどが現状のままになっております。</p> <p>それでですね、今現在2カ月経ったんですが、ほとんどの木が枯れた園地もありますし、まあ半分程度残っているところ、まだ生き残っている木とかあるんですが、</p>

	<p>その被害を受けた園地、これがほとんど最近の新しい品種でありまして。これがあの最終一番遅いので、5月中旬～下旬までの最終の日にちがあります。その中でですね、今、国とか他の補助事業があるんですが、到底その時期には間に合わないと思います。農家としては、少しでも生きた木で収入を得たい農家がほとんどだと思いますので、今の事業で国や他の補助事業に関しましても、国が2月ですか、そのほか3月までの間となっております。とうてい今説明したとおり、事業がほとんどできんのではないかと思います。流れがどうなるか分かりませんが、まあその分、できなかった分を30年度無理だったところは、次年度の31年度これにできたら同じような補助の体系にもって行ってもらいたいと思います。</p> <p>そこで皆様に迷惑を掛けますが、農業委員会としてそういうのを市とか国にあげてもらったらと思いますがどうかよろしくをお願いします。</p>
渡部 泰明 会長	<p>局長、今の話なんですけど、農業委員会として、市の方へあげていくことについて事務局としてどう思われますか。</p> <p>例えばこの間、農業新聞にも出ておったんですけども、愛媛県農業会議は、多分南予を中心とした災害後の復旧についての要望だったと思うんですけども。今、中崎委員からお話があったように、中島、あと興居島、市内でも何カ所かそういう被害が出ていると思いますが、その後、復旧・復興に対して農業委員会がもちろん口頭で依頼することについてはできるんですけども、文書でもって農業委員会ができるかどうか局長の御意見お考えをちょっと聞かせください。</p>
若江 俊二 局長	<p>そうですね。まずは、市長部局の農林水産課とお話をさせてもらって、どういう状況なんかあらかじめ聞いておいて、それはちょっとしんどいという場合はですね、農業委員会として会長印なり委員会印を付けて、市長に対して要望することはできると思うんですけども、現実的に担当課としてはそれは無理だと言われると、おそらく無理になってくると思うので、それは事前の内部調整を一度農水の方とさせてもらったらと考えております。</p>
森 映一 委員	<p>会長。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、森委員。</p>

森 映 一 委 員	<p>今の中島の方が言われたのは、おそらく園地の改修でないかと思われるんですが。園地の改修でしょ。</p>
中 崎 克 典 委 員	<p>はい。</p>
森 映 一 委 員	<p>山のみかんの園地改修でしょ。</p>
中 崎 克 典 委 員	<p>そうそう。</p>
森 映 一 委 員	<p>あれは受付が改良区なんですよ。農協じゃないので、農協も説明を受けて、うちも興居島地区に説明したんですよ。災害資金だから、2月までの完成なんて無理ですから、伸ばしてくれると思いますよ。申し込んで、これから受付をしよりますので、それによって国が査定をして事業をおろしてきますから。大丈夫だと思いますよ。大丈夫だと私は思っております。</p> <p>傾斜地が松山市は20度以上はいかんといいましたけれど、災害は対象外となりましたので、傾斜地が30度でもかまんと思います。あれ、国会議員に私は要請しましたので。あれはオーケーもらいましたから。松山市からきとるんは20度以下じゃないといかんといよるけど、あれはオーケーになりましたから。県の担当もいよりましたんで。今受付しといたら大丈夫だと思いますよ。</p>
森 映 一 委 員	<p>中央農協の担当者に聞いていただいたら。うちは説明しましたので。すぐにはできんと思いますから。</p>
中 崎 克 典 委 員	<p>できたら、農業委員会からあげてもらったら一番いいと思うんですけどね。</p>
渡 部 泰 明 会 長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>森委員からの実情いいですか実態もお聞きしましたので、我々として、例えば市の方が農林土木になるのか農水になるのかそのあたりも含めて、なお事情を説明して進めるような姿勢で何とか話はしてみますので。はい。ただ園地として、JAえ</p>

	<p>ひめからの調査とかはもう終わっているんですかね。</p>
中崎克典委員	<p>ある程度、説明会が地元であったらしいんですけどね、ちょうど何回かあったらしいんですけど、こっちに来てまして、地元で話を聞いておりませんので。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、分かりました。あたってみます。 他にはございませんか。ないようでしたら本日の総会を閉会といたします。</p>
若江俊二局長	<p>御起立願います。礼。</p> <p style="text-align: right;">午前 11 時 40 分閉会</p>